

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	5-1 (1)		5-1 (2)		
制度所管庁	経済産業省		経済産業省		
執行機関	一般社団法人環境共創イニシアチブ		一般社団法人環境共創イニシアチブ		
補助金名	令和5年度蓄電池等分散型エネルギーリソース次世代技術構築実証事業 (再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業)		令和5年度蓄電池等分散型エネルギーリソース次世代技術構築実証事業 (分散型エネルギーリソースの更なる活用実証事業)		
	再エネアグリゲーション実証事業	再エネ等導入事業	基盤整備事業（A事業）	DERアグリゲーション実証事業（B事業）	DER等導入事業（C事業）
補助申請者	<p>下記①～⑩の要件を全て満たす事業者</p> <p>①日本国内において事業活動を営んでいる法人</p> <p>②再エネアグリゲーション実証事業を実施する再エネアグリゲーター又は実証をサポートする実証協力者であり、公募要領p13で定める補助対象経費が発生する事業者であること</p> <p>③再エネアグリゲーション実証事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること</p> <p>④補助事業において提出される成果報告内容及びデータについて、国、SI1及び国またはSI1が秘密保持契約を締結した分析機関等に対し提供されることについて同意できる者であること。また、…(略)…</p> <p>⑧実証事業の有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータ採取・提供ができる者であること</p> <p>⑤～⑦、⑨～⑩…(略)…</p>	<p>下記①～⑦の要件を全て満たす事業者</p> <p>①日本国内において事業活動を営んでいる法人であること</p> <p>②再エネ等導入事業により導入する補助対象設備の私有車であること</p> <p>③再エネ等導入事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること</p> <p>④導入する再エネ等設備をアグリゲーションする再エネアグリゲーターと、実証事業に係る契約を締結できる者であること</p> <p>⑤補助金の交付申請等各種手続きについて、導入する再エネ等設備をアグリゲーションする再エネアグリゲーターを通じて行うことに同意できる者であること</p> <p>⑥再エネ等導入事業で導入した補助対象設備の活用状況について報告を求めた際、それに対応できる者であること</p> <p>⑦…(略)…</p>	<p>下記①～⑩の要件を全て満たす事業者</p> <p>①日本国内において事業活動を営んでいる法人</p> <p>②基盤整備事業者（A事業）を実施する基盤整備事業者であり、公募要領p13で定める補助対象経費が発生する事業者であること</p> <p>③補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること</p> <p>④B事業にて実施する共通実証及び独自実証について、アグリゲーションコーディネーターと実証に必要な連携が行える者であること。なお、…(略)…</p> <p>⑧補助事業の進捗状況及び成果等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること</p> <p>⑨実証事業の有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータ採取・提供ができる者であること</p> <p>⑤～⑧、⑩～⑪…(略)…</p>	<p>下記①～⑩の要件を全て満たす事業者</p> <p>①日本国内において事業活動を営んでいる法人</p> <p>②本事業を実施するアグリゲーションコーディネーター、リソースアグリゲーター又は実証協力者であり、公募要領p14で定める補助対象経費が発生する事業者であること</p> <p>③補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること</p> <p>④補助事業において提出される成果報告内容及びデータについて、国、SI1及び国またはSI1が秘密保持契約を締結した分析機関等に対し提供されることについて同意できる者であること。また、…(略)…</p> <p>⑧実証事業の有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータ採取・提供ができる者であること</p> <p>⑤～⑦、⑨～⑩…(略)…</p>	<p>下記①～⑧の要件を全て満たす事業者</p> <p>①日本国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主、又は日本国内に居住がある個人であること</p> <p>②補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること</p> <p>③補助事業を遂行するために必要な経営基盤（個人を除く）を有し、事業の継続性が認められる者であること</p> <p>④導入するDER等をアグリゲーションするリソースアグリゲーターと、実証参加に係る契約を締結できる者であること</p> <p>⑤補助金の交付申請等各種手続きについて、導入するDER設備等をアグリゲーションするリソースアグリゲーターを通じて行うことに同意できる者であること</p> <p>⑥本事業で導入した補助対象設備の活用状況等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること</p> <p>⑦～⑧…(略)…</p>
補助対象経費	人件費、実証経費、機器装置等の導入費	設備費、工事費、据付費	人件費、実証経費、機械装置等の導入費	人件費、実証経費、機械装置等の導入費	設備費、工事費、据付費
対象事業	<p>日本国内において、変動性の高い太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備と蓄電池等のDERを組み合わせて、需給バランス確保のための発電量予測や、リソース制御に必要な技術等の実証をコンソーシアム単位で実施する事業であって、下記の共通実証と独自実証で構成されるもの</p> <p>(1) 共通実証</p> <p>下記の①～③のいずれか1つ以上を実施する事業であること。なお、いずれの実証においても、実ビジネスのための低コスト化や収益拡大に向けた検証を行うこと</p> <p>①再生可能エネルギーを含む発電バランスグループのインバランス回避等に向けた実証</p> <p>②再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を用いた制御等により、電力需給に応じて変動する市場取引での収益拡大に向けた検証</p> <p>③需給バランスの確保のための高精度な再生可能エネルギー発電量予測技術の実証</p> <p>(2) 独自実証（任意実証）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電バランスグループと需給バランスグループの連携を通じた需給バランス確保の検証に係る実証 再エネアグリゲーションに必要なDERの最適運用の検証 再エネアグリゲーションの事業性の検証 発電所に設置されるスマートメーターを活用した再エネアグリゲーションの検証 その他再エネアグリゲーションの実施にシ1が認める実証 	<p>再エネアグリゲーション実証事業で活用を行う再エネ等設備のうち、公募要領p22～23で定める補助対象設備を導入する事業</p> <p>※公募要領p22～23で定める補助対象設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務産業用太陽光発電設備 業務産業用蓄電システム 業務産業用V2H充放電設備 業務産業用IoT関連機器 	<p>1 アグリゲーションコーディネーターへ制御信号等指令を行うこと</p> <p>2 リソースアグリゲーターを含む全てのB事業者の共通実証等の実施において、必要な要素等の提供を行うこと。</p>	<p>日本国内において、蓄電池等のDERを束ねてアグリゲーションを行い、A事業者の基盤整備事業者からの制御信号等を受け供給力の提供や調整の実証等を実施する事業であって、下記の共通実証と独自実証で構成されるもの</p> <p>(1) 共通実証（全てのアグリゲーター（AC・RAとも）参加必須の実証）</p> <p>いずれの実証においても、実ビジネス化のための低コスト化や収益拡大に向けた検証を行うこと。コンソーシアム単位で①②両方を実施し、AC・RA単位では①又は②のいずれか1つ以上実施可。</p> <p>①供給力実証（下記①の両方の実施が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 即電力市場価格の上昇や電力需給ひっ迫の状況を踏まえて下げDRを行い、その効果を検証する実証 即電力市場価格の下落や再エネ発電の余剰の状況を踏まえて上げDRを行い、その効果を検証する実証 <p>②調整力実証（下記いずれか1つ以上の実証が必要（コンソーシアム単位では必ずaかbのいずれか1つ以上実施）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一次調整力①又は②を想定した制御実証 二次調整力①又は②を想定した制御実証 三次調整力①又は②を想定した制御実証 <p>③発動指令電源への応答を想定した実証</p> <p>(2) 独自実証（任意実証）</p> <ol style="list-style-type: none"> 基準値予測の精度向上に係る実証 分散型リソースの稼働予測や制御精度向上に係る実証 各種の分散型リソースの応答特性の把握と分析に係る実証 E Vの電力システムにおける活用の実証 車載用リソース蓄電池や給湯ヒートポンプ等を用いた制御、評価技術に係る実証 本実証に関連してSI1が認める実証 	<p>B事業で活用を行うリソース設備のうち、公募要領p34～36で定める補助対象設備を導入する事業</p> <p>※公募要領p34～36で定める補助対象設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 家庭用蓄電システム 業務産業用蓄電システム 家庭用V2H充放電設備 業務産業用V2H充放電設備 家庭用燃料電池 業務産業用燃料電池 エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器
対象設備		<ul style="list-style-type: none"> 業務産業用太陽光発電設備（太陽電池モジュール、太陽電池モジュール用架台、接続箱、PCS等必要最低限の設備費） 業務産業用蓄電システム（蓄電システム本体機器及び付属する制御装置、計測・表示機器・筐体等必要最低限の設備費） 業務産業用V2H充放電設備（再エネアグリゲーション実証事業に活用するために必要最低限の設備費） 業務産業用IoT機器（再エネアグリゲーション実証事業に活用するために必要最低限の設備費） 			<ul style="list-style-type: none"> 家庭用蓄電システム（SI1で登録されるパッケージ型番の範囲の設備費） 業務産業用蓄電システム（蓄電システム本体機器及び付属する制御装置、計測・表示機器・筐体等必要最低限の設備費） 家庭用V2H充放電設備／業務産業用V2H充放電設備 家庭用燃料電池（FCAで登録されるパッケージ型番の範囲の設備費） 業務産業用燃料電池（燃料電池本体機器及び付属する制御装置、計測・表示装置・筐体等必要最低限の設備費）
補助率	補助対象経費の1/2以内	<ol style="list-style-type: none"> 業務産業用蓄電システム 1/3以内 業務産業用太陽光発電設備 1/3以内 業務産業用V2H充放電設備 1/2以内 上記設備の新規導入に併せたIoT機器 定額 既設のDER等をIoT化させるためのIoT機器 定額 	定額（1/1）	補助対象経費の1/2以内	<ol style="list-style-type: none"> 蓄電システム（設備費、工事費） 1/3以内 V2H充放電設備（設備費）1/2以内、（工事費）定額 家庭用燃料電池（設備費、工事費） 定額 上記設備の新規導入に併せたIoT関連機器 定額 既設の家庭用DERをIoT化させるためのIoT関連機器 定額
上限／下限	<p>【1事業者あたりの補助上限額】</p> <p>コンソーシアムリーダー 1億円</p> <p>再エネアグリゲーター及び実証協力者 2,000万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 公募要領p29の2条件を両方満足 5.3万円/kW（蓄電容量） 公募要領p29の2条件を一つでも不満足 4.8万円/kW（蓄電容量） 8万円/kW(定格出力) 200万円/台 5万円/申請 10万円/申請 	<p>【1交付申請あたりの補助上限額】</p> <p>1億円</p>	<p>【1事業者あたりの補助上限額】</p> <p>アグリゲーションコーディネーター 5,000万円</p> <p>リソースアグリゲーター及び実証協力者 3,000万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 公募要領p38の2条件を両方満足 3.2（TP0モデル：4.7）万円/kW（蓄電容量） 公募要領p38の2条件を一つでも不満足 2.7（TP0モデル：4.2）万円/kW（蓄電容量） (設備費) 75万円/台、（工事費）40万円/台 4万円/台 5万円/申請 10万円/申請
公募期間	2023/04/21～2023/05/16	再エネアグリゲーター採択後～2023/12/22	2023/04/21～2023/05/16	2023/04/21～2023/05/16	B事業者採択後公表～2023/12/22
注意事項					

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	5-2 (1)	5-2 (2)	5-3 (1)	5-3 (2)	5-3 (3)	5-3 (4)
制度所管庁	経済産業省		環境省		環境省	
執行機関	一般社団法人環境共創イニシアチブ		一般社団法人地域循環共生社会連携協会			
補助金名	令和5年度系統用蓄電池等導入・配電網合理化等再生可能エネルギー導入加速化事業費補助金		令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業			
	系統用蓄電池等導入支援事業	系統用蓄電池等実証支援事業	地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業（第1号事業の1）	再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業（第1号事業の2）	公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援（第1号事業の3）	官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援事業（第1号事業の4）
補助申請者	下記の①～⑥の要件を全て満たす者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②補助事業により導入する補助対象設備の所有者及び使用者 ③系統連系協議状況等の確認等のため、交付申請等本事業を通じて提出する情報を、国及び当該地域の一般送配電事業者等に提出することに同意できる者であること。また、当該情報を各種制度設計等の検討のために国及びSI1、又は秘密保持契約を締結した分析機関等に利活用することに同意できる者であること。 ④導入する蓄電システム又は水電解装置に関する下記基本スペック（カタログ値）※に関して、実績報告時までにSI1に提出できる者であること ※は（略） ⑤各種市場等を通じて調整力等の供出を開始した日（……省……）から3年間（……省……）、補助対象設備の運用データ及びSI1が別途指示する活動状況報告書を国及びSI1に提出できる者であること ⑥、⑦～⑩……（略）……	下記の①～⑥の要件を全て満たす者 ①日本国内において事業活動を営んでいる法人 ②混雑緩和型蓄電システム等の活用を想定した系統混雑緩和等の実証・事前検討を主体として行う事業者 ③本事業を確実に遂行するための経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者 ④実証・事前検討の進捗状況及び成果等についての報告を求めた際、それに対応できる者 ⑤実証・事前検討の有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータを取得できる者。	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合）	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）	・地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合） ・地方公共団体と共同して実施する民間事業者 ・その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者	・地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合） ・その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	人件費、諸経費	業務費	業務費	業務費	業務費
対象事業	日本国内において、太陽光・風力等変動再エネのさらなる導入加速化のため、各種電力市場を通じ調整力等を供出する以下の①又は②のいずれかの設備を新規で導入する事業 ①蓄電システム 下記の(1)及び(2)を全て満たす蓄電システム (1)電力系統に直接接続する設備であること (2)各種電力市場での取引等（……略……）を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する蓄電システムであること ②水電解装置 電力系統内の余剰電力の発生が見込まれる際に、当該余剰電力を吸収し、水素を製造したり、水電解装置の出力調整によってディマンドレスポンスを通じて各種電力市場に調整力等を供出すること等で、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与することが規定できる水電解装置であること	日本国内において、一般送配電事業者以外の事業者が保有する系統用の蓄電システムや水電解装置を活用し、常時は市場等を介して調整力等を提供しつつ、設備等が連携する系統に混雑が発生した場合、一般送配電事業者等の指令に基づき系統混雑の緩和等に貢献する価値を提供することで、電力系統の増強を回避しつつ、既存の系統の有効活用等を行い、再エネの出力制御の回避等に貢献する実証・事前検討を行うための以下の①～⑤の要件を満たす事業 ①次の(1)、(2)に記載の、既存、もしくは今後導入を検討している設備（以下、混雑緩和型蓄電システム等）による実証、または事前検討であること。また、いずれも電力系統側への定格出力（消費電力）の合計が2,000kW以上の設備であり、ローカル系統以上に接続される設備であること (1)蓄電システム、(2)水電解装置 ②実証・事前検討で活用を想定する(1)、(2)の設備は、以下の要件を満たすこと ※以下の要件は（略） ③対象となるローカル系統以上の混雑を緩和等することを前提とした実証・事前検討を行い、その内容を報告すること ④作成する報告書には、事前検討の場合、下記【事前検討】の7)～9)等、実証の場合、下記【実証】の7)～9)等の内容が含まれており、実績報告時に提出できること。報告書の作成においては、課題の整理を行うとともに、課題解決に向けた提案を行うこと ※ 検討項目は（略）公募要領の項を参照 ⑤混雑緩和型蓄電システム等を製造あるいは販売している者、混雑緩和型蓄電システム等の制御システムメーカー、混雑緩和型蓄電システム等を既に所有、もしくは今後所有を計画している者（一般送配電事業者を除く）等に、送電事業者または一般送配電事業者を加えたコンソーシアム形式にて検討をすること	ア 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入目標を策定する事業であること イ アの目標や地域脱炭素の実現に向けた新たな政策及び施策を構想する事業であること ウ アで策定する目標及びイで構想した施策等は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に適切に反映されることが前提であること エ アの目標策定及びイの施策を構想を行う上で必要な調査・検討内容が、次のいずれかに該当すること。ただし、Ⅱ及びⅢは必ず含むこと Ⅰ 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入のために必要な情報の分析並びにこれを踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（複数のパターンでの推計であること） Ⅱ 2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再エネ導入並びにその他の脱炭素に資する目標の作成 Ⅲ 作成した目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定 Ⅳ Ⅱ及びⅢの実現に向けた進捗管理のための指標及び体制構築の検討 オ 環境省が主管する地域脱炭素実現に向けた人材育成のための各種セミナーや関連する説明会・勉強会等に積極的に参加し、脱炭素に資する知識・ノウハウの習得を図ること。また、環境省から脱炭素に関するセミナーへの講師参加等の依頼があった場合は、協力すること。	ア 円滑な再エネ（風力、太陽光等）導入のための促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組を行う事業であること イ アの取組の結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること ウ アの取組の結果は、取りまとめられた地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映することとし、特に陸上の事業を対象とする場合は、都道府県においては「都道府県基準」、市町村においては「促進区域等」に適切に反映されることが前提であること エ アの取組を行う上で必要な調査・検討内容が、次に掲げる事業のいずれかに該当すること Ⅰ 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業 Ⅱ Ⅰに追加的な環境調査等を実施する事業 Ⅲ Ⅰ及びⅡに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見を聴取を行う事業 Ⅳ ⅠからⅢを踏まえたゾーニングマップ案を作成する事業	ア 地方公共団体が保有する公共施設等について、2050年までの脱炭素社会に向け、地域脱炭素ロードマップ等に位置付けられた率先導入目標（2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入等）の達成を見据えた太陽光発電設備の導入可能性調査であること イ 調査の結果は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画に適切に反映されることが前提であること ウ 補助事業の完了後、環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム」に当該事業の成果等を反映することがあるため、調査の結果から得られた必要となる情報を環境省に提供すること エ 補助事業の完了後、当該補助事業の調査結果を踏まえた太陽光発電設備等の導入状況について、補助事業者が自ら公表すること オ アの調査をする上で必要な検討内容等が、次に掲げるものいずれかに該当すること。ただし、Ⅲは必ず含むこと。 Ⅰ 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討 Ⅱ 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討 Ⅲ 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討 Ⅳ 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討	ア 地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業（地域再エネ事業）に係るスキームの検討、事業性検討及び実施・運営体制の構築を行う事業※であること イ アの事業の内容が次に掲げるものいずれかに該当すること Ⅰ 地域再エネ事業の実施に当たって、地域のエネルギー需要及び供給できるエネルギーを把握するための調査・検討 Ⅱ 地域のエネルギー供給バランスに即した需給管理方法及びエネルギーシステムを構築するための調査・検討並びに当該エネルギーシステムの導入 Ⅲ 地域再エネ事業の事業性・継続性を確保しつつ、地域の経済的・社会的課題への貢献を行うための事業スキーム・実施体制を構築するための調査・検討 Ⅳ 地域再エネ事業に係る事業採算性を評価するための調査・検討 Ⅴ ⅠからⅣまでの事業を行う上で地域の関係者の合意形成を図るために実施する協議会の設置・運営（技術的助言を行う専門家の招待を含む。） Ⅵ Ⅰ～Ⅴまでの検討等の結果等を踏まえた事業の実施・運営体制の構築
対象設備	①蓄電システム（電力系統側への定格出力が1,000kW以上の設備等、5要件あり） ②水電解装置（定格消費電力が1,000kW以上の設備等、5要件あり）					
補助率	蓄電システム ①新型蓄電システム 1/2以内 ②電力系統側への定格出力が1,000kW以上10,000kW未満 1/3以内 ③電力系統側への定格出力が10,000kW以上 1/2以内 水電解装置 2/3以内	1/2以内	ア 都道府県・政令指定都市・中核市・施行時特例市 1/2 イ 上記以外の財政力指数0.51以上の地方公共団体 2/3 ウ 上記以外の財政力指数0.51未満の地方公共団体 3/4	3/4	3/4	ア 地方公共団体が出資し、若しくは出資を予定しており、かつ、地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む）、団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合は地域金融機関が出資し、かつ、地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合 2/3 イ 地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の1/2を上回る場合は地方公共団体が出資し、若しくは出資を予定している場合（アの場合を除く。） 1/2 ウ 上記以外の場合 補助率 1/3
上限／下限	蓄電システム ①新型蓄電システム 20億円 ②電力系統側への定格出力が1,000kW以上10,000kW未満 10億円 ③電力系統側への定格出力が10,000kW以上 20億円 水電解装置 20億円	【補助上限額】 2,000万円／申請	【補助上限額】 800万円	【補助上限額】 2,500万円	【補助上限額】 800万円	【補助上限額】 2,000万円
公募期間	2023/04/25～2023/05/23	2023/05/24～2023/06/14	2023/04/17～2023/05/16	2023/04/17～2023/05/16	2023/04/17～2023/05/16	2023/04/17～2023/05/16
注意事項						

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	6-1 (1)	6-1 (2)	6-2 (1)	6-2 (2)	6-2 (3)
制度所管庁	環境省		環境省		
執行機関	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		一般社団法人環境技術普及促進協会		環境省地球環境局地球温暖化対策課
補助金名	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業		令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 空港・港湾分野における脱炭素化促進事業		
	グリーンスローモビリティ導入促進事業	交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業 (LRT・BRT導入促進事業)	空港における脱炭素化促進事業	港湾における脱炭素化促進事業	海事分野における脱炭素化促進事業 (うちLNG燃料システム等導入支援事業)
補助申請者	①民間企業（導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む） ②地方公共団体 ③一般社団法人・一般財団法人 ④特定非営利活動法人 ⑤道路運送法施行規則第48条第二号から第八号に掲げる者 ⑥その他環境大臣の承認を経て協会が認める者	①都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ②民間企業 ③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ④LRT・BRT導入のために必要な設備・車両等を ①から③の者に対し、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業 ⑤その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者（法人格を有する者に限る）	①民間企業 ②地方公共団体 ③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ④その他環境大臣の承認を経て協会が認める者 ⑤補助対象設備等を①～④にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業		本邦の海運事業者であり、補助事業に係る船舶の所有者（船舶所有者になることを予定している者を含む）であること
補助対象経費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費		工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費
対象事業	以下に示すすべての要件を満たすもの ア エネルギー起源二酸化炭素排出の削減効果が定量的に示されており、かつ算定根拠が明確かつ妥当性が認められること イ 地域交通の脱炭素化のみならず、地域交通の維持・確保、高齢化対策、観光振興等の、他の地域課題を同時解決する事業であること ウ 走行経路に公道が含まれること エ 設備導入時及び設備導入後における、持続的な運営体制と維持管理等が明確であること。なお、車両設備導入時には当該車両に関する安全走行教育を受けているまたはその予定があること オ グリーンスローモビリティの車両の運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局・道路管理者へ情報提供し、助言・意見をj受けているまたはその見込みがあること カ グリーンスローモビリティの車両の運行における危機管理体制（事故の際の早急な対応や情報収集体制等の整備）が整えられていること キ 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。ただし、脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備はこの限りでない	省CO2を目的に掲げた公共交通に関する計画に基づくLRT・BRT導入のために必要な設備・車両等を導入する以下の事業 〔必須事業〕 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のためのLRTシステム又はBRTシステムの整備に伴う車両の導入事業（当該車両の取得に伴って必要となる車両整備場の整備を含む） 〔選択事業〕 幹線系統における輸送力又は速達性の向上のためのLRTシステム又はBRTシステムの整備と併せた情報通信技術を活用したシステム（※）の整備 ※ 情報通信技術を活用したシステムとの整備事業とは、乗継情報提供システム、ロケーションシステム、ICカードシステム及びPTPS等の整備事業をいう。	(1) 航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）に切り替えを行う事業であること (2) GPUに切り替えを行うことで、50%以上のCO2排出削減効果が見込まれること (3) 応募申請時の事業計画において、本事業により導入するGPUの今後の再生可能エネルギー由来電力やバイオ燃料の活用等による脱炭素化に向けた計画を盛り込むこと		LNG燃料による推進に必要な装置（エンジン、燃料タンク及び燃料供給システム）及びLNG燃料システムと組み合わせて効果を発揮する省CO2排出機器の導入に係る事業であって、以下の要件を満たすもの ①補助事業に係る船舶について、LNG燃料システム及び省CO2排出機器によるCO2排出削減対策によって、比較対象船舶（補助事業に係る船舶と大きさ、船種、航路その他主要項目が可能な限り類似しているもの、原則として、2000年代に建造されたもの）から、20%以上のCO2排出削減率の改善が見込まれること ②比較対象船舶及び補助事業に係る船舶の運行データを提供すること ③補助事業に係る船舶について、内航船の場合、「内航船省エネルギー格付制度」に定める格付を取得すること ④補助事業に係る船舶にLNG燃料システム等の導入を行うことにより、日本におけるLNG燃料システム等の導入コストの削減が見込まれること
対象設備	・グリーンスローモビリティの車両（協会が登録・公開している車両、充電設備（コンセントと配電盤の改修等）） ・エンクロージャー、レインガード、レインカバー等（雨や風をしのぐことが出来るもの） ・脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備（例えば、オンデマンドサービスを行うための呼出・予約システム、運行状況把握・表示システム、乗降場等の整備に係る設備、有償運送事業に係る計器類等）	[LRT] LRT [BRT] ハイブリッド自動車	・固定式GPU（埋設式及び地上走行式）：静止型電源装置、冷暖房装置、基礎、電力ケーブル、冷暖房用ダクト、冷暖房用ホース、電力ケーブル等を移動させるための車両） ・移動式GPU（電気式及びディーゼル式）：電源車、エアコン車） ・その他機構が適当と認める設備		LNG燃料による推進に必要な装置（エンジン、燃料タンク及び燃料供給システム）及びLNG燃料システムと組み合わせて効果を発揮する省CO2排出機器を搭載した船舶
補助率	1/2	LRT ハイブリッド自動車 1/2以下 1/2以下	1/2		内航中小型船 : 補助対象経費の1/2以内 その他 : 補助対象経費の1/4以内
上限/下限			15,000万円		(予算額) 5,000万円
公募期間	2023/06/29～2023/07/25	2023/05/30～2023/06/19	2023/05/25～2023/06/23		2023/06/30～2023/07/31
注意事項					

公
募
を
行
わ
な
い

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	6-3 (1)	6-3 (2)	6-3 (3)	6-3 (4)	6-3 (4)
制度所管庁	環境省				
執行機関	公益財団法人廃棄物・3R研究財団				
補助金名	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業				
補助申請者	省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業	化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型映像設備導入事業	太陽光パネルリサイクル設備導入事業	リチウムイオン電池リサイクル設備導入事業	金属破碎・選別設備導入事業
補助対象経費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費
対象事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、使用済製品等のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図る事業であること。 これまでリサイクルできなかったものへの量的な拡大、もしくはより高品質な再生素材の供給を目指すために、省CO2型の資源循環高度化設備を導入することで、製造された再生素材の国内資源循環が安定的に見込める事業であること。あるいは、リユースに必要な設備を導入することで、プラスチック使用量削減に資する事業であり、国内資源循環が安定的に見込める事業であること。	日本国内の事業所において設備を設置し、従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材等（バイオマスプラスチック＜生分解性プラスチックを含む＞、パルプ等）の国内導入を拡大させることを目的とした事業であり、事業プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るための省CO2型の資源循環高度化設備を導入する事業であること	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、太陽光パネルのリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、ガラス、セル及びフレームの分離を行い、素材ごとのリサイクルの高度化を図るための設備を導入する事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、リチウムイオン電池のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程における、放電、熱処理等の事前処理及び破碎、分離、化学処理等により、有用金属を高純度でリサイクルするための設備を導入する事業	日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、都市鉱山のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、リサイクル工程におけるアルミ、銅等の金属高度破碎・選別を行い、素材ごとにリサイクルの高度化を図るための設備を導入する事業
対象設備	・廃プラスチックのリサイクルに必要な破砕、破碎、洗浄、脱水、異物除去等の前処理設備、選別及び押し出し機等の原料化する設備、リユースに必要な設備や左記設備に必要な運搬設備、貯留設備等及びそれらの設備に電源を供給する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただしインバータ駆動など除外されている電動機を除く。）	・従来の化石資源由来プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源由来素材等の製造に係る設備や左記設備の稼働に必要な運搬設備、貯留設備等及びそれらの設備に電源を供給する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）	・対象事業の欄に記載のある太陽光パネルのリサイクル設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）	・対象事業の欄に記載のあるリチウムイオン電池のリサイクル設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備及び発火防止設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）	・対象事業の欄に記載のある破碎・選別設備、付随する搬送設備、電源を供給する設備。また、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。（設備の電動機はトップランナー（IE3：国際規格）以上を使用していること。ただし、インバータ駆動など除外されている電動機を除く。）
補助率	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3	・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業 1/2 ・その他 1/3
上限/下限	/				
公募期間	2023/05/19～2023/06/16	2023/05/19～2023/06/16	2023/05/19～2023/06/16	2023/05/19～2023/06/16	2023/05/19～2023/06/16
注意事項	二次公募 2023/07/04～2023/08/01 三次公募 2023/08/08～2023/09/08	二次公募 2023/07/04～2023/08/01 三次公募 2023/08/08～2023/09/08	二次公募 2023/07/04～2023/08/01 三次公募 2023/08/08～2023/09/08	二次公募 2023/07/04～2023/08/01 三次公募 2023/08/08～2023/09/08	二次公募 2023/07/04～2023/08/01 三次公募 2023/08/08～2023/09/08

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	6-4 (1)			6-4 (2)		
制度所管庁	環境省			環境省		
執行機関	公益財団法人廃棄物・3R研究財団			公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団		
補助金名	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業 (うち廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業)			令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業 (うちPCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業)		
	①廃棄物高効率熱回収事業	②-1 廃棄物燃料製造事業	②-2 廃棄物燃料受入事業	①変圧器のPCB分析調査事業 (調査事業)	②PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換する事業 (交換事業)	③変圧器のPCB分析調査事業及びPCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換する事業 (調査交換事業)
補助申請者	一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者（一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者に貸し渡しを行う、貸渡し（リース）を業とする者を含む。）であって、次の各号に掲げる者 ア 民間企業 イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ウ その他、大臣の承認を得て財団が適当と認める者			ア 民間企業 イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 ウ 法律により設立された法人 エ 個人事業主又は個人 オ その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者 カ 上記のアからオに対してリース方式により高効率変圧器を導入する民間事業者		
補助対象経費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費			業務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費
対象事業	<p>廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設備設置・改良を行う事業であって、以下の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 公募要領p6の表の右欄の条件を満たすものであること。なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること 事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまでに地域外から購入していた燃料費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱については、申請に係る施設以外での活用方法又は製造された燃料の利用先が確定等している旨を照明できること 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計できること。かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること ～15) (略) 	<p>廃棄物燃料製造施設（固形燃料化・油化・メタン化・RPF化等）の設備設置・改良を行う事業であって、以下の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 公募要領p6の表の右欄の条件を満たすものであること。なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること 事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまでに地域外から購入していた燃料費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱については、申請に係る施設以外での活用方法又は製造された燃料の利用先が確定等している旨を照明できること 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計できること。かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること ～15) (略) 	<p>廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備設置・改良を行う事業であって、以下の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 公募要領p7の表の右欄の条件を満たすものであること。なお、当該施設が、主として廃棄物を処理する施設であること 事業により、地域内での資源（廃棄物燃料等含む）・エネルギーの循環利用による新たな事業の創出などの地域活性化や、これまでに地域外から購入していた燃料費相当額が地域内に留まることによる地域経済の好循環が創出されるなど、地域循環共生圏の構築に資する事業であること 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電気若しくは熱については、申請に係る施設以外での活用方法又は製造された燃料の利用先が確定等している旨を照明できること 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計できること。かつ、費用対効果の観点から効率性が高い事業であること ～15) (略) 	<ol style="list-style-type: none"> PCBに汚染された可能性のある使用中の変圧器の調査であること 本事業で発見されたPCB汚染変圧器の処理を確実にすること PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換することにより生じるPCB廃棄物については、以下(7)及び(イ)に従い、適正に処理すること なお、(7)、(イ)については、完了実績報告書提出までに実施できない場合は事業スケジュール表に実施予定年月を記載すること。……(略)…… 本事業で発見されたPCB汚染変圧器については廃止後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第15条において準用する第8条第1項に基づく届出書を都道府県市に提出すること PCB汚染変圧器の使用を廃止したときは、低濃度PCB廃棄物処理業者との処理委託契約を締結し、適正に処理すること。なお、完了実績報告書提出までに実施できない場合は事業スケジュール表に実施予定年月を記載すること 交換する変圧器が高効率変圧器であること エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条第18号に掲げる変圧器で、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準に規定する第二次判断基準の基準エネルギー消費効率に対し、省エネルギー基準達成率125%以上の変圧器であること 	<ol style="list-style-type: none"> PCBに汚染された可能性のある使用中の変圧器の分析調査及び調査により発見されたPCB汚染変圧器の交換を一体的に行うこと PCB汚染変圧器の交換により生じるPCB廃棄物の処理を確実にすること PCB汚染変圧器を高効率変圧器に交換することにより生じるPCB廃棄物については、(2)（交換事業）の2) (7)及び(イ)に従い、適正に処理すること 交換する変圧器が高効率変圧器であること (2)（交換事業）の3)に規定する省エネルギー基準達成率の変圧器であること 	
対象設備	7)受入・供給施設（搬入・退出路を除く）/4)燃焼設備・焼却残渣溶融設備、その他廃棄物の焼却に必要な設備/5)燃焼ガス冷却設備/3)発電設備/4)熱供給設備/3)排ガス処理設備/4)通風設備/7)灰出し設備/7)排水処理設備/3)不燃物処理・資源化設備/4)換気・除じん、脱臭等に必要設備/2)冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備/3)前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限り）	7)受入・供給施設（搬入・退出路を除く）/4)脱水・乾燥設備/7)焼結設備/2)溶融設備/4)破碎設備/3)選別・分級設備/3)圧縮設備/7)発酵設備（発生ガス等の利用設備を含む）/7)メタンガス貯留設備/2)残渣物処理設備/4)油化設備/7)排ガス処理設備/3)固形化設備/3)抽出設備/7)排水処理設備/4)換気・除じん、脱臭等に必要設備/4)前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限り）	7)受入・供給施設（搬入・退出路を除く）/4)脱水・乾燥設備/7)破碎設備/2)選別・分級設備/4)圧縮設備/3)燃焼設備（廃棄物燃料を焼却炉等へ投入する設備）/4)貯留設備/7)搬送設備/7)残渣物処理設備/2)換気・除じん、脱臭設備/7)前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備（前各号の設備と一体不可分であるものに限り）		変圧器	変圧器
補助率	補助対象経費の1/3以下	補助対象経費の1/3以下	補助対象経費の1/3以下	補助対象経費の1/10	補助対象経費の1/3	(調査) 補助対象経費の1/10 (交換) 補助対象経費の1/3
上限/下限					【上限】 100万円/台	(交換) 【上限】 100万円/台
公募期間	2023/04/28～2023/06/01	2023/04/28～2023/06/01	2023/04/28～2023/06/01	2023/06/28～2023/10/31	2023/06/28～2023/10/31	2023/06/28～2023/10/31
注意事項						

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	6-6 (1)		6-6 (2)		6-6 (3)	
制度所管庁	環境省		環境省		環境省	
執行機関	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会		一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会		一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会	
補助金名	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業		令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業		令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	
	電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業		熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業		廃棄物施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するための熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業	
補助申請者	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業（EV収集車・船舶の導入については収集業務の用に供する者とします。EV収集車の導入についてリースによる場合は収集業務の用に供する者と貸渡しを業とする者の両者による申請とし、代表申請者は貸渡しを業とする者とします。） 地方公共団体 独立行政法人 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者 		<ul style="list-style-type: none"> 民間企業 地方公共団体 独立行政法人 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者 		<ul style="list-style-type: none"> 民間企業 地方公共団体 独立行政法人 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 その他環境大臣の承認を得て技管協が適当と認める者 	
補助対象経費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費		工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費		工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	
対象事業	単年度事業	国庫債務負担行為事業	単年度事業	国庫債務負担行為事業	単年度事業	国庫債務負担行為事業
	<p>電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業であって、以下の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①循環型社会形成推進法の基本原則に沿った事業であること ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設又は受ける予定の施設、又は第9条の3の規定による届出がなされた施設又は届出を予定している施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する電力を利用する事業であること ③事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、電力の利用先について合理的な検討がなされていること ④地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること ⑤断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること ⑥再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条に定める発電事業計画の認定を受けて売電を行わないこと。なお、上記②の施設から直接自営線により給電を行う場合はこの限りではない。 ⑦産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること ⑧当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理されること ⑨産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること 		<p>熱導管等廃棄物発電により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業であって、以下の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①循環型社会形成推進法の基本原則に沿った事業であること ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設又は受ける予定の施設、又は第9条の3の規定による届出がなされた施設又は届出を予定している施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する熱を利用する事業であること ③事業実施の計画が確実かつ合理的であること。特に、熱の利用先について合理的な検討がなされていること ④地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること ⑤断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること ⑥産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること ⑦当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理されること ⑧産業廃棄物処理施設の事業の実施主体は、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること 		<p>廃棄物施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査する事業であって、以下の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①循環型社会形成推進法の基本原則に沿った事業であること ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設又は受ける予定の施設、又は第9条の3の規定による届出がなされた施設又は届出を予定している施設、並びに第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設から発生する電力や熱を利活用する予定の事業であること ③施設整備事業の実施に際しては計画が確実かつ合理的であること。特に、熱及び電力の利活用先の合理的な検討を行い、地域の活性化等を図る見込みがあること ④地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計することができ、かつ、費用対効果の観点から、当該事業の効率性が高い事業であること ⑤産業廃棄物処理施設からのエネルギー利活用事業の実施主体には、現在、優良産廃処理業者の認定を受けているか、補助事業申請から6年以内に優良産廃業者として都道府県知事または政令指定都市市長の認定を受ける旨の誓約書を提出することを前提とする。 ⑥設備設置等の事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者によって処理されるものであること 	
対象設備	<ol style="list-style-type: none"> ①EV収集車・船舶 ②給電蓄電システム等 ③電気供給設備、電気需要設備（自営線、受変電設備、付属設備） ④発電設備を系統と連携するための費用（廃棄物処理施設から特定した電力施設に電力を供給する場合に限る。） ⑤需要施設側の蓄電池（廃棄物処理施設から供給された電力を蓄電する場合に限る。） ⑥廃棄物発電により生じた電力を制御するために必要な通信・制御設備等（エネルギーマネジメントシステム） 		<ol style="list-style-type: none"> ①熱供給設備、熱需要設備（熱交換器、熱導管、ポンプ、温水ボイラ（バックアップ用）） ②ビニールハウス等の簡易的な建屋 ③廃棄物処理により生じた熱を制御するために必要な通信・制御設備等（エネルギーマネジメントシステム） 			
補助率	補助対象経費の1/2 (対象設備の①は、同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル収集車・船舶、ガソリン収集車・船舶、重油収集船舶の差額との3/4)		補助対象経費の1/2		定額	
上限/下限	【補助上限額】 EV収集車 : 235,000円/トン-CO2 それ以外 : 245,000円/トン-CO2		【補助上限額】 15,000円/トン-CO2		【補助上限額】 1,500万円	
公募期間	2023/04/05～2023/04/21 第三次公募 2023/05/29～2023/06/16	2023/05/08～2023/05/26	2023/04/05～2023/04/21 第三次公募 2023/05/29～2023/06/16	2023/05/08～2023/05/26	2023/04/05～2023/04/21 第三次公募 2023/05/29～2023/06/16	2023/05/08～2023/05/26
注意事項						

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	6-6			6-7	6-8	6-9
制度所管庁	環境省			国土交通省	国土交通省	経済産業省
執行機関	一般財団法人全国浄化槽団体連合会			パシフィックコンサルタンツ株式会社	株式会社N X総合研究所	パシフィックコンサルタンツ㈱/パシフィック ㈱
補助金名	令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 浄化槽システムの脱炭素推進事業			令和5年度流通業務の脱炭素化促進事業費補助金 物流脱炭素化促進事業費	令和5年度AI・IoTを活用した更なる 輸送効率化推進事業費補助金 新技術を用いたサプライチェーン全体の 輸送効率化推進事業	令和5年度AI・IoTを活用した更なる 輸送効率化推進事業費補助金 トラック輸送の省エネ化推進事
	(1) 最新型の高効率機器への改修事業	(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業	(3) 再生可能エネルギー設備の導入事業			
補助申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業（個人事業主を含む） ・独立行政法人（国立大学法人、公立大学法人を含む） ・一般社団法人一般財団法人（公益法人を含む） ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合 ・地方自治法第260条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体 ・集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など（任意団体を含む） ・学校法人、医療法人、社会福祉法人など ・法律により直接設立された団体 ・過去に交付規程に違反したことがない者 ・その他、環境大臣の承認を得て、全浄運が適当と認める者 			<ol style="list-style-type: none"> 1) 倉庫事業者 2) 貨物運送事業者 3) 貨物利用運送事業者 4) トラックターミナル事業者等 5) その他（1）～4）に掲げる事業者と共同で事業を実施する事業者（リース事業者・PPA事業者） 	<p>以下に掲げる者のみで構成する共通システムで連携する全ての事業者による共同申請</p> <p>ア 小売事業者・製造事業者等の荷主事業者</p> <p>イ 輸送事業者</p> <p>ウ 3PL事業者</p> <p>エ 倉庫事業者</p> <p>オ 港湾輸送事業者</p> <p>カ 共通システム等の開発事業者</p> <p>キ 補助対象設備等をア～カにファイナンスリース等により提供する契約を行う民間事業者</p> <p>ク ア～キによる取組のとりまとめを行うコンサルタント事業者</p>	<p>ア 貨物自動車運送事業者（A、C）</p> <p>イ 第二種貨物利用運送事業者（A、C）</p> <p>ウ 自家用トラック事業者（A、C）</p> <p>エ ア又はイを構成員に含む団体（A、C）</p> <p>オ 荷主等（B、C）</p> <p>カ リース事業者（A、B、C）</p> <p>※（ ）内は、申請可能なシステムを示す。</p> <p>A：車両動態管理システム</p> <p>B：予約受付システム等</p> <p>C：配車計画システム</p> <p>※ エとカは共同申請のみ可</p> <p>ア、イ、ウとオは単独申請と共同申請が可</p>
補助対象経費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費			設計開発費・設備費・諸経費
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> ①30人槽以上の浄化槽法に基づく既設合併浄化槽で、浄化槽法第11条検査を受検しているもの（農業集落排水施設、漁業集落排水施設、簡易排水施設を除く。） ②原則として下水道供用区域及び下水道法に基づく予定処理区域外であること ③ブロワやポンプなどの電動機器類を最新型の高効率機器へと改修し、タイマーやインバーターを使用（あるいは③再エネ設備導入事業を併用）するなどして、対象機器類のCO2排出量を事業前に比して20%以上削減できる事業 	<ol style="list-style-type: none"> ①30人槽以上の浄化槽法に基づく既存合併浄化槽で、浄化槽法第11条検査を受検しているもの（農業集落排水施設、漁業集落排水施設、簡易排水施設を除く。）を廃止して、最新の省エネ型浄化槽に交換する事業 ②原則として下水道供用区域及び下水道法に基づく予定処理区域外であること ③最新の省エネ浄化槽に交換（あるいは③再エネ設備導入事業を併用）することによって、浄化槽のCO2排出量を事業前に比して46%以上削減できる事業 	<ol style="list-style-type: none"> ①(1)事業又は(2)事業と併せて再生可能エネルギー設備（太陽光発電、蓄電池等）の導入事業 ②再生可能エネルギー設備は、(1)又は(2)事業により改修又は交換した浄化槽において必要とされる電力量を賄う設備え、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費されることが可能なもの ③再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基く固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであると同時に、FIT制度の認定を取得しないもの ④太陽光発電設備等の設置や電力供給等、実施にあたって関係諸法令・基準等を遵守するものであること ⑤CO2排出量の削減が図れるもの 	<p>以下の「①創る」取組みから1つ以上、「②溜める」「③使う」取組みから2つ以上をまとめて、一体的に取組む事業であること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「①創る」取組み <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設（新設/既設）の導入または活用 ・再生可能エネルギー電力の購入 (2) 「②溜める」・「③使う」取組み <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池（新設/既設）の導入または活用 ・EV車両用充電設備の導入 ・EVトラック等車両の導入 ・先進的取組に必要な機器類等の導入 	<p>着荷主（小売事業者等）を含むサプライチェーン全体の関係事業者のもとサプライチェーン全体における輸送効率化の実現に向けた計画を策定し、これに基づき伝票やパレット等の共通化・標準化の実施や各工程の作業を自動化・省人化する設備・システム等を導入することで、効率化を図ろうとする取組みであって、以下の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①補助事業者が行う本事業に係るエネルギー消費削減率について、共通システムとサプライチェーン輸送効率化機器の導入により、導入前と比較してエネルギー消費削減率が1%以上見込まれること ②サプライチェーン全体に亘る事業者が連携して計画を策定すること（発荷主・輸送事業者・着荷主を含む3者以上の連携による取り組みであること） ③サプライチェーン全体で事業者が連携可能な共通システムの構築を行い、伝票やパレット等の標準化・共通化に取組むこと。……（以下、略）…… ④共通システムを利用する事業者間における輸送全体の効率化に関する検証を行うこと ⑤構築する共通システム及びサプライチェーン輸送効率化危機については、活用する技術の革新性が高いこと及び、他事業者においても導入可能な仕様・機能であること。……（以下、略）…… ⑥～⑩（略） 	<p>トラック事業者が車両動態管理システムを活用し、荷主等との連携による取組を行う事業であって、以下の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ①実施計画を作成すること <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領p52～54の連携メニューリストに基づき作成すること ・当該リストの区分AとBから少なくとも各1メニューを選択すること ・トラック事業者と荷主等との取組を実施する車両全体でトン・キロあたりの燃料削減率1%以上の計画値を立案すること ②トラック事業者と荷主等とが連携した取組を実施する前に、自己診断データを取得すること ③自己診断（現状分析・提案）を実施すること <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の省エネ化にあたっての現状の課題の抽出及び当該課題の解決に向けた輸送効率化の観点からのトラック事業者と荷主等とが連携した取組を提案すること ④自己評価を報告すること <ul style="list-style-type: none"> ・トラック事業者と荷主等との取組状況の報告と省エネ効果を提出すること ・本事業における取組の結果、トラック事業者と荷主等との取組により本事業に参加した車両全体でトン・キロ当たりの燃料削減率1%以上、かつ計画値以上の省エネ効果を達成すること
対象設備	30人槽以上の合併浄化槽に付属するブロワやポンプなどの電動機器類	30人槽以上の合併浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム ・蓄電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の新設（増設） ・蓄電池の新設（増設） ・EV充電設備の新設（増設） ・EVトラック等車両の導入 ・エネルギーマネジメントシステムの導入 ・先進的取組に必要な機器類の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通システム事業費（物流全体効率化システム導入費） 発荷主・輸送事業者・着荷主等の連携に必要な共通システムに要する経費 ・サプライチェーン輸送効率化機器事業費（AI・IoT等活用新技術導入費） 共通システムと関連する輸送効率化機器の導入に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両動態管理システム ・予約受付システム ・配車計画システム ※対象機器等の詳細は、公募要領p14～p29を参照
補助率	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	<p>車両動態管理システム : 1/2以内</p> <p>補助対象経費が24万円以上の場合、12万円</p> <p>予約受付システム等 : 1/2以内</p> <p>配車計画システム : 1/2以内</p> <p>AI・IoTによるシステム連携ツール : 1/2以内</p>
上限/下限	【費用対効果の目標額】 8万円/t-CO2	【費用対効果の目標額】 10万円/t-CO2		2億円/事業者		<p>【1事業者あたりの上限台数】</p> <p>車両動態管理システム : 30台</p> <p>【1事業者あたりの補助金上限額】</p> <p>予約受付システム等 : 4,000万円</p> <p>(パレットシステムのみ5,000万円)</p> <p>配車計画システム : 4,000万円</p> <p>AI・IoTによるシステム連携ツール : なし</p>
公募期間	2023/04/20～2023/11/30	2023/04/20～2023/11/30	2023/04/20～2023/11/30	2023/05/19～2023/06/16	2023/06/09～2023/07/07	2023/07/12～2023/07/25
注意事項						<p>二次公募 2023/08/09～2023/08/22</p> <p>三次公募 2023/09/08～2023/09/21</p>

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	4-1 (1)	4-1 (2)	4-2	
制度所管庁	経済産業省		経済産業省	
執行機関	一般社団法人次世代自動車振興センター		一般社団法人次世代自動車振興センター	
補助金名	クリーンエネルギー自動車の普及・促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金		クリーン自動車導入促進補助金	
	充電設備	V2H充放電設備・外部給電器	水素充てんインフラ整備事業	
補助申請者	1 地方公共団体 2 法人（マンション管理組合法人を含む） 3 法人格をもたないマンション管理組合法人 4 個人（共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者、月極駐車場の所有者、月極駐車場の契約者等）	1 地方公共団体 2 法人（マンション管理組合法人、町内会（認可地縁団体）を含む。） 3 法人格をもたないマンション管理組合 4 個人	1 日本法人（登記法人）である民間会社 2 個人事業主 3 地方公共団体等	1 地方公共団体（独立行政法人を含む） 2 個人 3 リース会社
補助対象経費	充電設備の購入費及び設置工事費	V2H充放電設備購入費及び設置工事費	設備購入費、設計・工事・経費等一式	
対象事業	1 高速道路のSA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 「高速道路SA・PA」「道の駅」「給油所」「公道」「空白地域」における電欠防止の観点から重要な経路充電または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における充電設備設置事業 2 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） 「商業施設および宿泊施設等」、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備設置事業 3 マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 ・分譲または賃貸の「マンション等」に属する駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業 ・「月極駐車場」における基礎充電のための充電設備設置事業 ・「事務所・工場等」に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車の駐車場における基礎充電のための充電設備設置事業	設置場所 地方公共団体・町内会等施設／マンション等（共用分電盤）／その他施設／個人宅 以下の要件を全て満たした事業であること (1)～(11)（略） (12)設置したV2H充放電設備および取得額が50万円以上の屋根・小屋等の付帯設備は処分制限期間5年を満たすこと。 (13)補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。……（以下、略）…… (14)申請者は、申請するV2H充放電設備の設置に関する情報について、国・地方公共団体からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。また災害時等に、申請するV2H充放電設備の利用について国・地方公共団体から要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること（V2H充放電設備の賃貸物件へのリースの場合は、賃借人に可能な範囲で協力を要請すること）。 (15)～(16)（略）	1 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること 2 新設の設備であること 3 本補助金で設置された移動式水素供給設備につき、より効率的な運用を行うために、当該移動式水素供給設備を所有する補助事業者が、設置場所及び運用場所を変更する際に変更先において新設となる追加設備であり、本補助金の交付規定第9条により計画変更申請を行い、センターに承認されたもの。 4 国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合、または本補助金で設置された水素供給設備について、事業運営の効率化のための設備を増設・改造する場合にも適用する。 5 原則、設備は商用を目的とするものであること	次の掲げる補車種のみ）でが令和4年11月31日以前に製造された電気自動車・プラグイン・燃料電池自動車・超小型モビリティ・クリーンテック・ミニカー・側車付二輪車・クリーンテック等に初年度登録済みの車両は対象外※地方公共団体有もしくは
対象設備	・急速充電設備（蓄電池付き急速充電設備を含む） ・普通充電設備 ・充電用コンセントスタンド ・充電用コンセント	・V2H充放電設備	受電設備／原料ガス設備／水素製造設備／水素液化設備／液化水素貯蔵・気化器／水素輸送用設備・接続装置／圧縮機／蓄圧器／ディスペンサー／フレクチャー／冷却水装置／計装空気設備・窒素設備／散水設備・貯水槽／制御装置・監視装置・検知警報装置／xその他設備	
補助率	充電設備購入費 定額（1/1）又は1/2 充電設備の設置工事費 定額（1/1）又は1/2	設備購入費 1/2 設置工事費 工事内容の申告額からセンターが項目毎に審査し算定した額	1/2又は2/3	
上限／下限	充電設備の購入費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額（設備の機種毎も上限額あり） 充電設備の設置工事費 事業区分毎及び設備の種類毎に上限額	設備購入費 ・銘柄毎にセンターが定める補助金交付上限額 設置工事費 ・センターが定める工事の項目ごとの補助金交付上限額 ・設置条件により定める補助金交付上限額	設備の規模別に補助上限額の設定あり	
公募期間	2023/03/31～2023/09/29	2023/03/31～2023/10/31	2023/04/17～2023/05/10 二次公募 2023/07/頃～2023/07/頃 三次公募 2023/10/頃～2023/10/頃	
注意事項				

未
公
募

センターが承認した
（独立行政法人を含む）
（HV）
年3月31日ま
業用」の車両は
資する法人が所

令和5年度における再エネの面的利用関係他の補助金の概要（令和5年度当初予算分）

ホームページの番号	4-3	4-4	4-5	4-6	
制度所管庁	環境省	環境省	環境省	環境省	
執行機関	一般財団法人環境優良車普及機構	公益財団法人日本自動車輸送技術協会	公益財団法人日本自動車輸送技術協会	一般社団法人地域循環共生社会連携協会	
補助金名	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 商用車の電動化促進事業	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 再エネ×電動車の同時導入による 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	令和5年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 低炭素ディーゼルトラック普及加速化事業	
補助申請者	トラック	タクシー			
補助申請者	次に掲げる者のうち、国で定める目標（目安）等に準じる非化石エネルギー自動車の導入を設定している事業者 1 貨物自動車運送事業者 2 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量2.5トン超の車両に限る。） 3 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（1、2に貸渡しする者に限る。） 4 地方公共団体 5 その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者	次に掲げる者のうち、国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している者 1 タクシー車両の貸渡し（リース）を業とする者（1の者に貸し渡す者に限る。） 2 自身が所有するタクシー車両を一般乗用旅客自動車運送事業者に貸与の上、旅客運送を委託する地方公共団体 3 特定旅客運送事業者に自身が所有するタクシー車両を貸与の上、旅客運送を委託する学校法人又は企業等 4 タクシー事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗用旅客運送事業者に、自身が所有するタクシー車両を貸与する者 5 その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者	1 トラックを事業の用に供する者 2 バスを事業の用に供する者 3 トラック又はバスの貸渡し（リース）を業とする者	ア 民間企業 イ 地方公共団体 ウ 独立行政法人 エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人 オ 公益財団法人 カ 上記のアからエ及びカの者に対し、ファイナンスリース又はオペレーションリースにより提供する契約を行う民間企業 ク その他大臣の承認を得て協会が適当と認める者（法人格を有する者に限る。）	① 以下のア～ウに該当する者であって、中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であること ア 一般貨物自動車運送事業者 イ 特定貨物自動車運送事業者 ウ 第二種貨物利用運送事業者 ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者
補助対象経費	車両購入費	車両購入費	購入費（車両、充電設備）	工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費、事務費	
対象事業	事業者が、電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）であって、予め環境省の事前登録を受けたトラックを導入する事業 ※車両総重量2.5トン超の車両（事業用、自家用ともに補助対象） ※車両総重量2.5トン以下の車両（事業用のみ補助対象） ※事前登録があった車両は、7社16車種以下のURLのページから閲覧可能 https://www.levo.or.jp/fukyu/evhjo/2023/ev_index.html	事業者が、次に掲げる自動車であって、当財団のホームページに掲載されている「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる自動車又は事前登録された自動車をタクシーとして導入する事業 1 電気自動車（電気を動力源として、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車） 2 プラグインハイブリッド自動車（エンジンとモーターを組合わせた動力源をもち、かつ、外部電源による充電設備を備えている自動車） 3 燃料電池自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車）	事業者が次に掲げるトラック又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているもの（環境配慮型先進トラック、環境配慮型先進バス）及び充電設備を導入する事業 ①電気自動車（環境配慮型先進バスに限る。ハイブリッド自動車を含む） ②ハイブリッド自動車 ③天然ガス自動車（環境省が認定する型式の自動車であって、2015年度燃費基準適合ディーゼル自動車と比較して概ね10%以上の二酸化炭素排出削減が可能なおものであること。） ④充電設備（本事業による環境配慮型先進車として導入される電気自動車の充電に必要な充電設備であること、他）	ア 申請車両について、カーシェア事業として、以下に掲げるa.～d.のいずれかを満たすこと a. 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、地域住民等に有償又は無償にて貸し渡す。 b. 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償で貸し渡す。 c. 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体／民間企業間で共有する。 d. 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体／民間企業間で共有する。 イ 「カーシェア事業」を実施する拠点において、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を最低限の設備容量として、公募要領のp19の別表1に定める計算式により算出した申請車両による想定年間消費電力量をまかなえる容量以上、新たに導入すること ウ 申請車両（電気自動車又はプラグインハイブリッド車）は、1台以上導入を行うこと エ 申請車両は、外部給電機能を有するものであって、初度登録された車両であること オ 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること カ V2H充放電設備又は外部給電器の導入を行うこと キ V2H銃砲苑設備又は外部給電器の保管場所は、申請車両の自動車検査証の「使用の本拠の位置」と同一であること 他	1 車両総重量3.5トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること ア 「2015年度燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成28年排ガス規制以降の排ガス規制に適合しているもの」（車両総重量12t超の大型車） イ 「2015年度燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成28年排ガス規制以降の排ガス規制に適合しているもの」（車両総重量12t以下の中・小型車） ※ 上記車両の導入に当たり、廃車を伴う場合は、平成25年度以前に初度登録された事業用トラックであり、導入する車両と同区分（大型・中型・小型）の事業用トラックを廃車すること ※ 1事業者当たりの申請可能台数は4台 2 エコドライブによるCO2削減への取り組みを行うこと
対象設備	上欄を参照	上欄を参照	1 環境配慮型先進トラック ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車 2 環境配慮型先進バス（定員11人以上に限る） ・電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む） ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車 3 充電設備	1 電気自動車 2 プラグインハイブリッド自動車 3 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備 4 再生可能エネルギー発電設備設置工事 5 外部給電器 6 V2H充放電設備 7 V2H充放電設備設置工事費 8 充電設備 9 充電設備設置工事費	・燃費基準5%以上達成車（大型車） ・燃費基準10%以上達成車（中型車・小型車） ※2015年燃費基準比
補助率	補助基準額は、以下のURLのページに掲載（会社別） https://www.levo.or.jp/fukyu/evhjo/2023/ev_index.html	1 電気自動車 車両本体価格の1/4 2 プラグインハイブリッド自動車 車両本体価格の1/5 3 燃料電池自動車 車両本体価格の1/3	自動車：補助対象となる環境配慮型先進自動車と同クラスの標準的燃費基準自動車との価格の差額の1/2（ハイブリッド自動車・天然ガス自動車）又は1/3（電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）） 充電設備：充電設備の価格と充電設備工事費の和の1/2	対象設備の1、2又は5 1/3 対象設備の3、4、6又は8 1/2 対象設備の7又は9 1/1	低炭素ディーゼルトラックの導入に必要な経費のうち、機構が承認した経費と機構が定めた基準額のうち低い方
上限／下限		【車両本体価格の上限】 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 600万円 燃料電池自動車 1,000万円		【交付額の上限】 1億円 ※対象設備毎の上限額あり（公募要領のp9を参照）	〔大型車〕 燃費基準≧10% 廃車有：75万円、廃車無：50万円 燃費基準≧5% < 10% 廃車有：50万円、廃車無：37.5万円 〔中型車〕 燃費基準≧10% 廃車有：42万円、廃車無：28万円 〔小型車〕 燃費基準≧10% 廃車有：15万円、廃車無：10万円 ※上記燃費基準に適合し、2025年燃費基準達成車には、5万円加算
公募期間	2023/06/27～2024/01/31	2023/06/27～2024/01/31	2023/06/01～2024/01/31	2023/03/24～2023/06/30 二次公募 2023/08/01～2023/10/31 三次公募 2023/12/01～2023/01/31	2023/05/29～2024/01/31
注意事項					